令和７年度

管 理 測 量 設 計 積 算 資 料

令和７年４月１日改正

北 海 道 開 発 局
建設部　建設行政課

目　　次

１．管理測量作業フローチャート ---------- 1

２．設計数量の算出一覧表 ---------- 3

３．測量積算変化率 ---------- 4

４．平面図作成について ---------- 8

５．河川における積算上の運用について ---------- 8

６．港湾における積算上の運用について ---------- 8

７．管理測量設計積算資料（参考） ---------- 9

８．その他 ---------- １２

１．管理測量作業フローチャート

道路台帳図作成

1	打合せ協議	
2	作業計画	
3	現地踏査	※
4	公図等の転写	（地積測量図以外）
5	地積測量図転写	（地積測量図のみ）
6	土地登記記録等調査	
7	公図等転写連続図作成	
8	基準点測量	※
9	境界確認	※
10	境界測量	※
11	境界点間測量	※
12	現況測量（建物等）	※（建物等とは、建物・道路付属物・占用物件等）
13	境界幅杭設置測量	※
14	永久標埋設	※
15	境界点間測量	※
16	面積計算	
17	実測図作成	
18	平面図作成	
19	成果品提出	

不用物件調査　　用地の項目参照

1	打合せ協議		
2	作業計画		
3	現地踏査	※	
4	公図等の転写	（地積測量図以外）	
5	地積測量図転写	（地積測量図のみ）	
6	土地登記記録等調査		
7	公図等転写連続図作成		
8	基準点測量	※	
9	境界確認	※	
10	境界測量	※	
11	境界点間測量	※	
12	現況測量（建物等）	※	（用地現況測量）
13	境界幅杭設置測量	※	（用地幅杭設置測量）
14	永久標埋設	※	（用地境界杭設置）
15	境界点間測量	※	
16	面積計算		
17	実測図作成（登記資料作成）		（用地実測図原図作成）
18	平面図作成		
19	成果品提出		

注意　※は冬期に入る場合は、冬期労務補正を考えること。
　　必要があれば地積測量図転写を積算しても良い。

１－１　境界点間測量（10）の扱いについて

前ページの「管理測量作業フローチャート」のうち、10 境界点間測量については、次のとおり扱うものとする。

（１）　境界測量にかかる境界点間測量については、原則として計上しないものとし、特記仕様書に次の条項を付記するものとする。

ただし、予め境界点間測量が必要であると判断される場合は、当初設計に計上するものとする。

> 境界測量に係る境界点間測量については、原則として行わないものとする。
> ただし、現地調査の結果、境界点間測量が必要となる場合においては、監督職員と協議のうえ、行うことができるものとする。

（２）　現地調査の結果、監督職員が境界点間測量を必要と認めるときは、設計変更等により対処するものとする。

※　管理部門の測量調査については、道路敷地と民地等との境界確定を主目的としていることから、用地部門の測量調査のように民々境界を確定する必要性が薄いものである。

このため、境界測量に係る境界点間測量については、原則として計上しないこととしたものであるが、現地調査を行った結果、既存の道路敷地境界と整合がとれない場合等、境界点間測量を行うことが必要となる場合は、受注者が監督職員と協議のうえ、行うことができることとしたものである。

なお、具体例を例示すれば下図のとおりである。

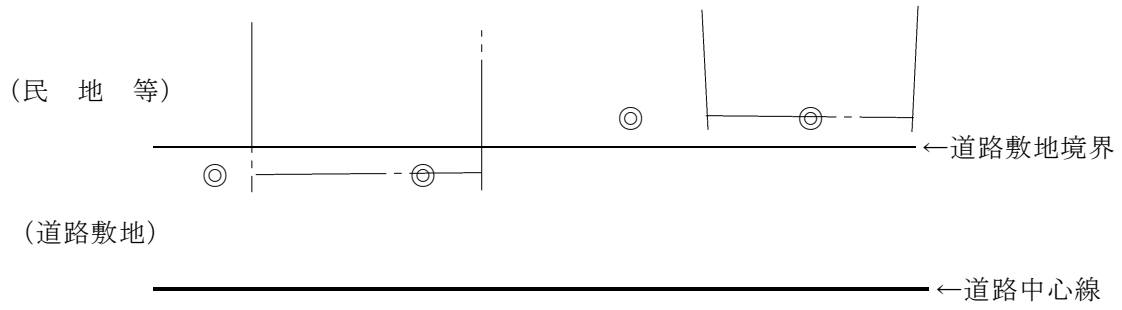

１－２　積算の基本方針

（１）　管理測量完了時は精算設計を原則とする。

（２）　全ての変化率（補正率）を公示する。

２．設計数量の算出一覧表

名　　称	単位	算　出　基　礎	設計書の単位表示
打　合　せ　協　議	業務	１発注１回	１業務
作　業　計　画	業務	１発注１業務	１業務
現　地　踏　査	業務	１発注１業務	１業務
公図等の転写	ｈａ	調査延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入
地積測量図転写	ｈａ	調査延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入
土地登記記録調査	ｈａ	調査延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入
建物登記記録調査	戸	必要戸数	単位限
公図等転写連続図作成	ｈａ	調査延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入
基　準　点　測　量	点		単位限、小数点以下切り上げ
境　界　確　認	ｈａ	調査延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入
境　界　測　量	ｈａ	調査延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入
現況測量（建物等）	ｈａ	実延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入
境界幅杭設置測量	ｋｍ	調査延長	小数１位、２位四捨五入
永　久　標　埋　設	本	設置本数	単位限
永　久　標　移　設	本	設置本数	単位限
境界標見出しポール埋設	本	設置本数	単位限
境界点間測量	ｈａ	調査延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入
面　積　計　算	ｈａ	調査延長×３０ｍ注)	小数２位、３位四捨五入
実　測　図　作　成	ｈａ	調査延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入
登記資料作成	筆	実筆数	単位限
平　面　図　作　成	ｈａ	調査延長×３０ｍ	小数２位、３位四捨五入

※　設計面積は、調査延長×３０ｍとする。（現況測量を除く。）
※　打合せ協議は、打ち合わせ協議は１発注１業務の計上とし、中間打ち合わせは３回を標準とする。ただし、小規模な測量については中間打合せを１回とする。
　なお、打合せは、業務中間時において、受発注者相互が必要と判断した場合、標準回数にかかわらず、適宜行うものとし、原則、設計変更の対象としない。
※　設計面積が1,000㎡未満の単位表示は、小数３位、４位四捨五入とする。
※　設計延長が１㎞未満の場合の単位表示は、小数２位、３位四捨五入とする。
※　全ての変化率（補正率）を公示する。なお、当該業務に該当しない作業工種、設計条件等は公示しないこと。
※面積計算については、監督職員が不要と判断した場合、計上しない。
（例）・用地測量で境界が確定されているもの。
　　・道路台帳図面で座標値があるもの。ただし、座標値は世界測地系を用いたものに限る。
　　・官民境界が未確定、未処理用地等の存在等、敷地境界が確定していない場合。

注）面積計算については、基本調査延長で算出するが、これにより難い場合は、実態に合わせた面積（単位ha）を計上することが妥当な場合がある。

３．　測量積算変化率

３－１　測量積算の変化率について

（１）本表は、地域・縮尺・筆数・地形・交通量・本数の標準歩掛の変化率である。

（２）標準と異なる場合は変化率を使用する。

３－１－１　変化率適用表

工　　種	種　別	地　域	縮　尺	筆　数	地　形	交通量	本　数
打合せ協議	内	×	×	×	×	×	×
作業計画	内	×	×	×	×	×	×
現地踏査	外	○	×	①	×	×	×
公図等の転写	内・外	○	×	①	×	×	×
地積測量図転写	内・外	○	×	①	×	×	×
土地登記記録調査	内・外	○	×	①	×	×	×
建物登記記録調査	内・外	×	×	×	×	×	×
公図等転写連続図作成	内	×	×	×	×	×	×
基準点測量	内・外	標準積算基準による					
境界確認	内・外	○	×	①	×	×	×
境界測量	内・外	○	×	①	×	×	×
現況測量（建物等）	内・外	×	×	×	×	×	×
境界幅杭設置測量	内・外	×	×	×	○	○	○
永久標埋設	外	×	×	×	×	×	×
永久標移設	外	×	×	×	×	×	×
境界標見出しポール埋設	外	×	×	×	×	×	×
境界点間測量	内・外	○	×	①	×	×	×
面積計算	内	○	×	①	×	×	×
実測図作成	内	×	○	①	×	×	×
登記資料作成	内	×	×	×	×	×	×
平面図作成	内	×	○	①	×	×	×

※　①は、地域による変化率が耕地又は原野並びに森林の場合のみに適用する。

※　設計変更により延長が変更になり「地域・地形・筆数等の変化率」等が異なる場合は、単価変更することを原則とする。

３－１－２　地域の変化率

地　物	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕　　地	原　　野	森　　林
変化率	＋１．０	＋０．８	＋０．５	＋０．３	０	－０．３	０

３－１－３　縮尺の変化率

実　測　図　・　台　帳　図			
縮　尺	１／２５０	１／５００	１／１，０００
変化率	＋０．２	０	－０．１

※　河川の場合は、台帳図がＳ＝1/2,500 であり本来ならば同縮尺の測量積算変化率が必要となるが、実際にはＳ＝1/1,000 程度のレベルで測量しなければ細部にわたる現況がとれないこともあり、現行のＳ＝1/1,000 の変化率そのまま使用し、Ｓ＝1/2,500 のスケールで作図するものとする。

３－１－４　筆数の変化率

筆　　数	変 化 率
７１筆以上	＋０．２５
６６　～　７０	＋０．２０
６１　～　６５	＋０．１５
５６　～　６０	＋０．１０
５１　～　５５	＋０．０５
４６　～　５０	０
４１　～　４５	－０．０５
３６　～　４０	－０．１０
３１　～　３５	－０．１５
２６　～　３０	－０．２０
２１　～　２５	－０．２５
１６　～　２０	－０．３０
１１　～　１５	－０．３５
６　～　１０	－０．４０
５筆以下	－０．４５

※　耕地、原野及び森林の歩掛に対し、１ｋｍ当りの変化率による。ただし、実測図原図作成及び平面図作成に使用する場合の筆数の補正率の上限は－０．１（３６～４０筆）とする。
※１ｋｍ当り５０筆を標準とする。
※１ｋｍ当りの筆数は実測線平面図等を参考に国公有地を含めた筆数とする。
※用地取得の伴わない敷地確定測量は、隣接地の筆数とする。

３－１－５　地形による変化率

地物・地形	平　　地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地
大 市 街 地	＋１．０	０		
市 街 地 甲	＋０．４	０		
市 街 地 乙	＋０．３	＋０．５		
都 市 近 郊	＋０．２	＋０．３		
耕　　地	０	＋０．１	＋０．２	
原　　野	＋０．２	＋０．３	＋０．４	＋０．５
森　　林	＋０．３	＋０．４	＋０．６	＋０．７

※　本歩掛は耕地・平地における歩掛であり、これと異なる場合は変化率による。
　なお、地形、地物の異なる地域が混在している場合の変化率は、各地域の路線長を用いた加重平均値（小数２位、小数３位四捨五入）とする。

３－１－６　交通量による変化率

現　地　条　件	変 化 率	
3,000 台以上／12時間	＋０．２	かなり影響を受ける
1,000 ～ 3,000 台／12時間	＋０．１	ある程度影響を受ける
0 ～ 1,000 台／12時間	０	影響を受けやすい

※　本歩掛は道路以外の地域又は道路上であっても、交通量が1,000台未満／12時間の場合の歩掛を標準としており、これと異なる場合は変化率による。
　なお、現場条件の異なる地域が混在している場合の変化率は、各路線長の加重平均値（小数２位、小数３位四捨五入）とする。

３－１－７　境界幅杭設置本数の変化率

設　置　本　数	変 化 率
１４以下	－０．９２
１５　～　２７	－０．８２
２８　～　４１	－０．７３
４２　～　５４	－０．６３
５５　～　６８	－０．５４
６９　～　８２	－０．４４
８３　～　９５	－０．３４
９６　～　１０９	－０．２５
１１０　～　１２２	－０．１５
１２３　～　１３６	－０．０５
１３７本以上	±０．００

※１ｋｍ当りの設置本数による変化率。
※ただし、１０本以下の場合は１本当り単価表を作成し、対応すること。
※用地幅杭を片側のみ設置する場合においても同一歩掛とする。

４．平面図作成について

図面作成幅は、５０ｍ以上（敷地境界から左右それぞれ２５ｍ以上）とする。

５．河川における積算上の運用について

台帳作成時は、設計面積　調査延長×３０ｍとする。

（両岸行う場合は、右岸調査延長＋左岸調査延長＝調査延長）

６．港湾における積算上の運用について

当面、５「河川における積算上の運用について」と同様とする。

７．管理測量設計積算資料（参考）

７－１　閲覧料及び土地登記記録謄本交付料の計上について

公図等の転写　：地図閲覧料を１ｈａ当り２３筆とする。

土地登記記録調査：登記記録閲覧料及び土地登記記録謄本交付料をそれぞれ１ｈａ当り２３筆とする。

建物登記記録調査：登記録簿閲覧料を１０戸当り１０棟とする。

７－２　境界標見出しポール埋設歩掛表

作業工程	標準作業量	測量補助員	内外業区分	品名規格	諸雑費	備考
境界標見出しポール	１本当り	0.03	外	見出しポール（亜鉛メッキ仕上げ）38φ×1.80		7-2(1)、(2)及び(3)により算出
			内			
		0.03	計			

※土木工事標準積算基準書（共通編）の床掘り及び埋戻しを準用している。
※境界標設置箇所に対し、必要に応じ計上する。

(1)床堀り（土木工事標準積算基準書(施工ﾊﾟｯｹｰｼﾞ）より）
（㎥当り）

名称	構成比率	入力条件	
		J1	J2
普通作業員	100%	土砂	現場制約あり

(2)埋戻し（土木工事標準積算基準書(施工ﾊﾟｯｹｰｼﾞ）より）
（㎥当り）

名称	構成比率	入力条件		
		J1	J2	J3
普通作業員	100%	現場制約あり	土砂	締固め無し

(3)土量　0.30×0.30×0.50 ＝ 0.045㎥

７－３　永久標移設

名称	単位	単価	員数	金額	備考
測量技師補	人		0.5		内業
			1.2		外業
測量助手	人		0.5		内業
			1.2		外業
測量補助員	人		1.8		外業 1.2×1.5 ＝
機械経費	%				直接人件費の%
合計					10点当り
１点当り					

備考）機械経費は、標準積算基準書の用地境界杭設置(7-1-4)の直接人件費に対する割合を適用する。

７－４　永久境界撤去

名　称	単位	単　価	員数	金　額	備　考
測量補助員	人		0.60		外業
合　計					10 点当り
１点当り					

７－５　産業廃棄物運搬費
産業廃棄物の運搬に際しては、関係法令を遵守すること。

（１）中小型トラック運転費（ディーゼル　1,250kg積）

名　称	単位	単　価	員数	金　額	備　考
軽　油	L	※１	※4		材料費
運転時間当り損料	H	※２	※５		機械経費
供用日当り損料	日	※３	1		
合　計					１台・日当り
１台・日当り					

１）本歩掛りは1BOX車での運搬を想定している。
２）少量の場合（400kg以下）は実績を考慮の上、ライトバンによる運搬も可。
※１　新調査積算システムに登録済み
※２　建設機械等損料算定表より（新調査積算システムには未登録）
※３　建設機械等損料算定表より（新調査積算システムには未登録）
※４　次式により算出
a〔kw〕×b〔1/kw-h〕×c〔h〕
a：機関出力（建設機械等損料算定表の最新版を確認すること。）
b：燃料消費率（建設機械等損料算定表の最新版を確認すること。）
（燃料消費量（a×b）：有効数字第3位四捨五入、有効数字2桁）
c：日当り運転時間（※５と同値、小数第2位四捨五入、小数第1位）
※５　発生現場～処理施設の移動時間（小数第2位四捨五入、小数第1位）

（２）ライトバン運転費（1,500cc　400kg積）

名　称	単位	単　価	員数	金　額	備　考
レギュラー	L	※１	※4		材料費
運転時間当り損料	H	※２	※５		機械経費
供用日当り損料	日	※３	1		
合　計					１台・日当り
１台・日当り					

１）本歩掛りはライトバン（1,500cc）での運搬を想定している。
２）多量の場合（400kg以上）は実績を考慮の上、1BOX車やトラック（2t車）等により積算する。
※１　新調査積算システムに登録済み
※２　建設機械等損料算定表より（新調査積算システムには未登録）
※３　建設機械等損料算定表より（新調査積算システムには未登録）
※４　次式により算出
a〔kw〕×b〔1/kw-h〕×c〔h〕
a：機関出力（建設機械等損料算定表の最新版を確認すること。）

b：燃料消費率（建設機械等損料算定表の最新版を確認すること。）
（燃料消費量（a×b）：有効数字第3位四捨五入、有効数字2桁）
c：日当り運転時間（※５と同値、小数第2位四捨五入、小数第1位）
※５　発生現場～処理施設の移動時間（小数第2位四捨五入、小数第1位）

７－６　敷地境界標（金属標）

名　称	単位	単　価	員数	金　額	備　考
測量技師補	人		0.5		内業
			1.2		外業
測量助手	人		0.5		内業
			1.2		外業
測量補助員	人		0.3		外業
機械経費	%				直接人件費の%
材料費	%				直接人件費の%
合　計					10点当り
１点当り					

１）　１０点当りを標準とする。
２）　コンクリート境界標を金属標に換えて設置する場合に適用する。
３）　機械経及び材料費は、標準積算基準書の用地境界杭設置(7-1-4)の直接人件費に対する割合を適用する。

７－７　変化率計算の参考例

縮尺及び筆数による変化率

耕地（１km当たり５５筆の場合）
設計額　＝　標準単価　×（1－０．１０）×（１－０．１０））×数量
※　－０．１０ は縮尺による変化率「１／１０００」
※　－０．１０ は筆数による変化率「３６～４０筆」

地形及び交通量並びに本数による変化率
設計額　＝　標準単価　×　（１＋０．０＋０．１）×（1－０．６３）× 数量
※　地形「平地・耕地」、交通量　「１５００台／１２ｈ」、設置本数「４５本の場合」
※　０．０ は地形による変化率「平地・耕地」
※　０．１ は「交通量」による変化率「１０００～３０００台／１２時間」
※　－０．６３は「本数」による変化率「４２本～５４本」

８．　その他

週休２日制に伴う測量における滞在日数の休日補正ついては、次のとおり扱うものとする。

（Ｈ１０．２．１２　局長官房工事管理課　技術調査管理官）

（１）休日を補正した滞在日数

Ｄ＝Ｃ＋［（Ｃ－１）／５］×２

Ｄ：補正された外業所要日数（滞在日数）
Ｃ：標準作業における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計

※［　］内の数値は整数とする。（小数１位切り捨て）

（２）外業日数の算出

$$外業日数＝\left[\frac{標準作業のおける技術者別各外業所要日数}{標準作業量}\right]×変化率×設計作業量$$

※これは、設計書で工期・滞在費算定参考資料として打ち出されます。

８－１　コンクリート境界標を撤去して廃棄する場合、１本でも設計計上すること。